



指 宿 市 教 育 大 綱
指宿市教育振興基本計画（後期計画）

指宿市
指宿市教育委員会

指宿市民憲章

九州最大の湖池田湖が中心に位置する私たちの指宿市は
秀麗な開聞岳に見守られ天然の良港山川港や肥沃な大地からの
恵みを受けながら営みを続けてきた出湯いでゆの郷さとです
私たちは敬愛する先人からの教えを引き継ぎ明るい未来を
「指」し示し幸せが「宿」る『世界に誇れる指宿市』をつくるため
ここに五つの誓いをたてます

- 一 豊かな資源と美しい環境を大切にし
心安らぐまちをつくります
- 一 郷土の産業を育みもてなしの心と温泉で
活力あるまちをつくります
- 一 一人ひとりが健やかで豊かな心を醸成できる
食と健康のまちをつくります
- 一 希望に満ちた子どもたちを愛育し誇りある
故郷ふるさとの歴史と文化の香り漂うまちをつくります
- 一 地域きずなの絆を大切にし感謝と思いやりのある
明るいまちをつくります

平成21年3月30日制定

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢化社会の到来、厳しい財政環境など、大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなっており、将来に対する不透明感、不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、高等学校の活性化、学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりなど取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成 23 年 2 月に「指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定し、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画を推進してきたところです。

この間、国においては、我が国における諸情勢の変化や、東日本大震災からの教訓等を踏まえ、社会を生き抜く力の養成など 4 つの基本的方向性を定めた第 2 期「教育振興基本計画」を平成 25 年 6 月に策定し、また、県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第 2 期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、平成 26 年 2 月に、第 2 期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しています。

このような中、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化等を図るため、平成 26 年 6 月に、教育委員会制度を抜本的に見直した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

この教育委員会制度改革において、市長と教育委員会がより一層相互の連携を図って教育行政を推進するため、市長が総合教育会議を設置するとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める教育大綱を策定することとなりました。

本市においては、こうした国・県の取組や、平成 28 年度から平成 37 年度までの今後 10 年間のまちづくりの進むべき方向性を具体的に示した「第二次指宿市総合振興計画」と、平成 27 年度までの「指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の取組の成果と課題を踏まえながら、「指宿市教育大綱」と平成 28 年度から平成 32 年度までの「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を策定し、「指宿の教育」として 1 冊にまとめました。

この計画では、引き続き基本理念に「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け、本市が今後取り組む重点的な 8 つの施策について教育大綱に盛り込み、それに基づく内容を具体的に体系化しました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

平成 28 年 3 月

指宿市
指宿市教育委員会

目 次

指宿市教育大綱

| | |
|------------------------------|---|
| ☆ 指宿市教育大綱 | 1 |
| ☆ 施策の重点事項 | 2 |
| ☆ 今後計画的に取り組む施策 | 3 |
| I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進 | 3 |
| II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進 | 4 |
| III 信頼される学校づくりの推進 | 5 |
| IV 地域ぐるみによる教育の推進 | 5 |
| V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興 | 6 |
| ☆ 指宿市スポーツ推進計画 | 6 |

指宿市教育振興基本計画（後期計画）

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | |
| 1 計画策定の趣旨 | 7 |
| 2 計画の基本的な考え方 | 7 |
| 第2章 本市の教育の現況 | |
| 1 児童生徒の学力及び体力 | 8 |
| 2 生徒指導 | 9 |
| (1) 基本的な生活習慣の確立 | 9 |
| (2) いじめ問題への対応 | 9 |
| (3) 不登校の児童生徒への対応 | 9 |
| 3 保健・安全 | 10 |
| 4 特別支援教育 | 10 |
| 5 幼児教育 | 11 |
| 6 児童生徒数の変化 | 11 |
| 7 生涯学習の推進 | 12 |
| 8 スポーツの振興 | 12 |
| 第3章 目指す教育の姿 | 13 |
| 第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策 | |
| 1 本市教育の取組における視点 | 15 |
| 2 本市教育施策の方向性 | 16 |
| 3 具体的施策の展開 | 18 |
| I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進 | |
| ① 道徳教育の充実 | 19 |
| ② 生徒指導の充実 | 20 |
| ③ 人権教育の充実 | 21 |
| ④ 交流・体験活動の充実 | 22 |
| ⑤ 子ども読書活動の推進 | 23 |
| ⑥ 文化活動の推進 | 25 |
| ⑦ 食育の推進 | 26 |
| ⑧ 体力・運動能力の向上 | 28 |
| ⑨ 健康教育の充実 | 29 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進 | |
| ① 確かな学力の向上 | 3 0 |
| ② 特別支援教育の推進 | 3 2 |
| ③ キャリア教育の推進 | 3 3 |
| ④ 幼児教育の充実 | 3 4 |
| ⑤ ふるさと教育の推進 | 3 5 |
| ⑥ 教育の情報化の推進 | 3 6 |
| ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進 | |
| (ア) 環境教育 | 3 7 |
| (イ) 福祉教育・ボランティア活動 | 3 8 |
| (ウ) 国際理解教育 | 3 9 |
| (エ) 消費者教育・金融教育 | 4 0 |
| III 信頼される学校づくりの推進 | |
| ① 開かれた学校づくり | 4 1 |
| ② 学校運営の充実 | 4 2 |
| ③ 市立高等学校の活性化 | 4 3 |
| ④ 教職員の資質向上 | 4 4 |
| ⑤ 安全・安心な学校づくり | 4 5 |
| ⑥ 教育環境の整備・充実 | 4 6 |
| IV 地域ぐるみによる教育の推進 | |
| ① 地域住民が支援する学校づくりの推進 | 4 7 |
| ② 地域ぐるみによる子どもの育成 | 4 8 |
| ③ 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり | 4 9 |
| ④ 家庭・地域の教育力の向上 | 5 0 |
| V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興 | |
| ① 生涯学習環境の充実 | 5 1 |
| ② 生涯スポーツの推進 | 5 2 |
| ③ 競技スポーツの推進 | 5 3 |
| ④ 文化芸術活動の促進 | 5 4 |
| ⑤ 地域文化の継承・発展 | 5 5 |
| ⑥ 文化財の保存・活用 | 5 6 |
| ☆ 「指宿まるごと博物館」とは | 5 7 |

第5章 施策の計画的推進のために

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働 | 5 8 |
| 2 関係機関・関係団体等との連携・協力 | 5 8 |
| 3 県・国との連携・協力 | 5 8 |
| 4 計画の進行管理 | 5 8 |

| | |
|-------------|-----|
| 用語解説 | 5 9 |
|-------------|-----|

指宿市教育大綱

第二次指宿市総合振興計画の基本目標である「郷土を愛し未来を拓くところ豊かな人材を育むまち」を実現するため、基本理念や目指す市民像、取組の視点、施策の重点事項及び教育施策の方向性などを示した指宿市教育大綱を策定し、今後5年間（平成28年度～平成32年度）に取り組む施策を指宿市教育振興基本計画（後期計画）に位置付けて推進します。

基本理念

「心の豊かさや生きがいを求める 活力ある指宿市の教育と文化の創造」

【目指す市民像】

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民
- 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

取組の視点

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用

施策の重点事項

- 1 いじめや不登校のない楽しい学校づくり
- 2 確かな学力向上を図る環境づくり
- 3 読書活動を通じた心豊かな人づくり
- 4 指宿まるごと博物館を活用した人づくり
- 5 地域が育む「いぶすきっ子」の育成
- 6 生涯学習やスポーツ活動を通じた健幸のまちづくり
- 7 専門性を高める教育と部活動による魅力ある高等学校づくり
- 8 学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくり

教育施策の方向性

Ⅰ
豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

Ⅱ
能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅲ
信頼される学校づくりの推進

Ⅳ
地域ぐるみによる教育の推進

Ⅴ
生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

今後計画的に取り組む施策【指宿市教育振興基本計画（後期計画）】

施策の重点事項

1 いじめや不登校のない楽しい学校づくり

学校・家庭・地域・関係機関等の連携を促進するとともに、教職員の生徒指導力の向上に努め、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決に努めます。

- ◆教育相談員、スクールカウンセラー※¹等の積極的な活用
- ◆適応指導教室を相談窓口として活用

2 確かな学力向上を図る環境づくり

児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業の充実や、家庭学習と連動した指導法の改善を図るとともに、家庭学習の方法を見直しながら習慣化を図ります。

- ◆指導主事派遣や「いぶすきの授業力 Leaflet※²」を活用した課題に応じた指導
- ◆公開授業、研究授業及び相互授業参観等による指導力の向上

3 読書活動を通じた心豊かな人づくり

市民の多様なニーズに対応するとともに、充実した読書環境を提供し、心豊かな人づくりを推進します。また、学校・家庭・校区・図書館が連携して、子どもの読書活動を積極的に推進します。

- ◆子ども司書養成講座の受講者を活用した子ども読書活動の推進
- ◆「家庭でのおよこ一冊読書」、「1日20分程度の読書」の推進

4 指宿まるごと博物館を活用した人づくり

地域で守られてきた自然や文化財、郷土芸能等を保存しつつ、郷土教育の素材として更なる活用を図ります。

- ◆「指宿まるごと博物館」の素材を活用した情報発信
- ◆郷土芸能・伝統行事の発表機会の提供

5 地域が育む「いぶすきっ子」の育成

子どもたちが郷土に愛情と誇りを持ち、心豊かに育つよう、地域・学校・家庭が連携を深めながら、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成に努めます。

- ◆市子ども会育成連絡協議会や市ジュニア・リーダークラブ支援による将来を担う若者の育成
- ◆地域の有志指導者の育成による地域ぐるみによる青少年の育成

6 生涯学習やスポーツ活動を通じた健幸のまちづくり

市民が生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」学び合え、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

- ◆校区公民館、図書館及び博物館の利用しやすい環境整備
- ◆「市民一人1スポーツ」を推進した健幸のまちづくり

7 専門性を高める教育と部活動による魅力ある高等学校づくり

特色ある教育課程の編成と実施に努め、地域に信頼され、魅力ある学校づくりを推進するとともに、基礎学力の向上、専門性の育成、部活動の活性化を図ります。

- ◆「株式会社指商」と地元企業等とが連携した実学によるビジネス活動の推進
- ◆部活動活性化のための環境整備や「指宿市スポーツ・文化振興基金」の活用

8 学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくり

市学校のあり方について考える会(各地域部会を含む)の意見等を踏まえ、平成22年度に策定した指宿市望ましい学校環境整備計画～未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくり～の具現化に努めます。

- ◆小中連携教育の研究と実践
- ◆学校や地域と連携した望ましい学校環境づくりの研究

今後計画的に取り組む施策

本市教育の取組における視点を踏まえ、基本目標の実現に向け、今後計画的に取り組む5つの方向性に基づき、施策を推進します。

I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

道徳をはじめ各教科等、学校教育活動全体の中で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性やたくましく生き抜くための健康や体力を育む教育を推進します。

1 道徳教育の充実

- ◆道徳教育の全体計画や年間指導計画の見直しと作成、校内体制の整備
- ◆豊かな自然、伝統・文化、地域の人材を活用した郷土を愛する態度の育成
- ◆特別の教科「道徳」の実施に向けた、多様で効果的な指導方法や評価方法の研究・実践

2 生徒指導の充実

- ◆生徒指導に関する研修内容の充実、教職員の生徒指導力の向上
- ◆スクールカウンセラー等の積極的な活用、児童生徒に寄り添った教育相談の推進
- ◆適応指導教室の相談窓口としての活用とより充実した支援の実施

3 人権教育の充実

- ◆家庭や地域と連携したボランティア活動や社会体験活動などの機会の拡充
- ◆人権課題に関する研修の充実や資料の活用による教職員の人権意識の高揚
- ◆学校・家庭・地域等の緊密な連携による積極的な人権教育の充実

4 交流・体験活動の充実

- ◆自らの役割を果たすことや協力することの大切さなどの理解の促進
- ◆家庭内における自己の成長を図る体験活動の充実に向けた保護者との連携の強化
- ◆家庭・地域・関係機関と連携した様々な体験活動の充実

5 子ども読書活動の推進

- ◆子ども司書養成講座を通じた読書推進のリーダー育成と各学校の読書活動の推進
- ◆読み聞かせボランティア等の多彩な読書活動や市立図書館との連携による学校図書館の充実
- ◆公民館活動や家庭教育学級における読書活動の推進

6 文化活動の推進

- ◆学習指導要領の趣旨を踏まえた各教科等における伝統文化の理解の促進
- ◆優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動などの機会の拡充
- ◆各種コンクールや催し等への積極的な参加の推進

7 食育の推進

- ◆各学校と栄養教諭が連携して取り組む食に関する指導の計画的な推進
- ◆関係機関との連携による地場産品の積極的な活用
- ◆食物アレルギーを有する児童生徒への除去食等の提供(面談の充実)

8 体力・運動能力の向上

- ◆体づくり運動等による運動量を確保する授業づくり
- ◆体力・運動能力調査結果や体力ナビ^{※3}の効果的な活用
- ◆「一校一運動」、「チャレンジかごしま^{※4}」、「一家庭一運動」への取組の充実

9 健康教育の充実

- ◆食物アレルギー対応や歯・口腔の健康づくり等の学校保健の取組の推進
- ◆警察や薬剤師と連携した薬物乱用防止教育の充実
- ◆関係機関との連携による学校保健委員会の充実

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子ども一人一人が社会の変化に対応し、社会的・職業的自立ができる力を身に付けられる教育の推進に取り組みます。

1 確かな学力の向上

- ◆校内研修の充実による教員一人一人の授業力の向上や各学校の研究の推進
- ◆教科等部会における研究授業等を通じた研究成果の共有化による指導力の向上
- ◆夏季休業中の研修会(実践発表等)を通じた本市の課題把握と改善策についての共通理解

2 特別支援教育の推進

- ◆「個別の指導計画」等の作成・活用を通じた校内支援体制の整備・充実
- ◆特別支援教育に関する研修会を通じた指導力の向上
- ◆関係機関と連携した就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備

3 キャリア教育の推進

- ◆小学校からのキャリア教育^{※5}の必要性を認識させるための学校内外の研修の推進
- ◆キャリア教育に関連の深い教科等を基にした全体計画の作成
- ◆関係機関と連携を図ったキャリア・スタート・ウィーク(職場体験学習)の充実

4 幼児教育の充実

- ◆家庭や地域、関係機関等との連携による幼児教育の充実
- ◆小学校や幼稚園・保育園等との連携を基にした適切な就学指導の推進
- ◆小学校教育への円滑な接続を図る幼児と児童の交流や教職員の意見交換の推進

5 ふるさと教育の推進

- ◆地域と学校がより一層連携し、地域に根ざした特色ある郷土教育の充実
- ◆「指宿まるごと博物館」の郷土素材を活用し、郷土に根ざした教育活動の充実
- ◆地域の自然や産業、歴史などのフィールドワーク等による教職員研修の充実

6 教育の情報化の推進

- ◆各種研修会を通じたICT^{※6}活用による授業のできる教員の育成
- ◆情報モラル教育の充実による児童生徒や保護者への指導・啓発の推進
- ◆学校ホームページ等の活用による地域や家庭との緊密な連携と開かれた学校づくりの推進

7 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

- ◆各学校における特色を生かした体験的な環境教育の充実
- ◆各学校における市役所職員やNPO法人等を招いた環境学習の推進
- ◆環境教育を推進するための担当教員の育成

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

- ◆乳幼児、高齢者、障害者に対する思いやりの心などを醸成する活動の充実
- ◆関係団体や福祉施設等と連携した福祉やボランティアに関する体験活動の充実
- ◆各種研修会における福祉やボランティア活動についての教職員の指導力の向上

(ウ) 国際理解教育

- ◆実践的な授業づくりに役立つ情報の提供による幅広い学習内容や学習指導法の充実
- ◆ALT^{※7}を活用した効果的な学習指導法による国際理解教育の充実
- ◆研究協力校の研究内容の共有化による小学校外国語活動、小中学校の英語教育の充実

(エ) 消費者教育・金融教育

- ◆各教科等における消費者教育・金銭教育の計画的な推進
- ◆関係機関と連携した金銭教育及び金融教育に関する研究の推進
- ◆指宿商業高等学校における商業に関する専門教育を通じた消費者としての資質の向上

Ⅲ 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどに取り組みます。

1 開かれた学校づくり

- ◆学校評価の保護者や地域住民への積極的な情報公開
- ◆学校教育活動の積極的な公開及び地域の人材の積極的な活用

2 学校運営の充実

- ◆学校評価や学校関係者評価等による学校運営の改善や学校組織の活性化の推進
- ◆学校運営協議会^{※8}等による学校・家庭・地域が一体となった学校運営の改善

3 市立高等学校の活性化

- ◆教職員の指導力向上及び「わかる授業」の実践
- ◆特色ある教育活動や活気ある部活動の推進

4 教職員の資質向上

- ◆校内研修等の充実と教職員の意欲や資質、授業力の向上
- ◆「信頼される学校づくりのための委員会^{※9}」の活性化及び服務指導の徹底

5 安全・安心な学校づくり

- ◆学校施設の非構造部材^{※10}の早期耐震化
- ◆老朽化した学校施設の計画的・効率的な整備・修繕

6 教育環境の整備・充実

- ◆学校再編等を視野に入れた学校施設の整備・充実
- ◆トイレの洋式化や空調機器、放送機器等の学校設備の整備・充実
- ◆校内LAN^{※11}やタブレット端末等のICT環境及び教材等備品の整備・充実

Ⅳ 地域ぐるみによる教育の推進

教育の振興において、地域の担う役割は大きいことから、子どもを地域で育てる風土を生かし、子育てがしやすい環境づくりを目指します。

1 地域住民が支援する学校づくりの推進

- ◆学校応援団^{※12}を充実するための積極的な地域人材リストの整備
- ◆地域と連携した教育活動の計画的かつ継続的な推進
- ◆学校と地域にある企業等との連携を深めた学校環境整備や職場体験学習等の充実

2 地域ぐるみによる子どもの育成

- ◆「青少年育成の日」の取組を生かし、地域・家庭・学校が一体となった青少年健全育成の推進
- ◆市子ども会育成連絡協議会や市ジュニア・リーダークラブの支援
- ◆地域住民との協働による必要に応じた「放課後子供教室」の体制づくり

3 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり

- ◆危険予測・危険回避能力を高める安全教育や防災教育の充実
- ◆学校安全計画や危機管理マニュアルを有効に活用した教育活動の推進
- ◆地域全体で青少年の安全を見守ることができる体制づくり

4 家庭・地域の教育力の向上

- ◆地域人材を子育てサポーターとして育成し、地域全体で子育てを支える環境づくりの推進
- ◆きめ細かな家庭教育支援及び地域の教育力の育成支援

V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

市民の学習機会の拡充，心身両面にわたる健康や豊かな感性を^{かんよう}涵養し，市民にスポーツを一層普及させるとともに，本市の文化を更に発展させるなど，スポーツや文化の振興を図ります。

1 生涯学習環境の充実

- ◆市民が「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境づくりとその成果を地域社会で生かせる取組の推進
- ◆社会教育施設の整備・充実

2 生涯スポーツの推進

- ◆「市民一人1スポーツ」による健幸のまちづくりの推進
- ◆各種大会・イベント開催による市民総参加の促進
- ◆体育施設の総合的整備の推進

3 競技スポーツの推進

- ◆2020年第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」開催に向けた競技スポーツの推進
- ◆「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用した競技力向上の推進
- ◆各種団体の支援

4 文化芸術活動の促進

- ◆市民の文化芸術の発表・鑑賞の機会の提供
- ◆「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用した文化芸術活動の支援
- ◆市民会館整備の推進

5 地域文化の継承・発展

- ◆郷土芸能と伝統行事の発表・鑑賞の機会の提供
- ◆郷土芸能と伝統行事の継承のための映像記録作成

6 文化財の保存・活用

- ◆指宿まると博物館構想に基づいた時遊館 COCCO はしむれでの展示活動等の実施
- ◆国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡の保存活用計画の立案
- ◆今和泉島津家墓地の国による指定を見据えた基礎調査の推進

指宿市スポーツ推進計画

(平成25年度～平成34年度)

1 子どものスポーツ

子どもたちが，いろいろな運動やスポーツ活動を体験できる機会を増やし，バランスのとれた総合的な体力向上を図る。

＜目標＞

- スポーツ活動（所属）率
- ・小学生：50%以上
- ・中学生：80%以上

2 生涯スポーツの推進

関係機関・団体・総合型地域スポーツクラブと協働し，多くの市民がスポーツに触れる機会が増えるよう取り組む。

＜目標＞

- スポーツ活動（週1回以上の実施）率
- ・20歳代～50歳代：50%以上
- ・60歳代～70歳代：60%以上

「さわやかな汗が^{ひか}輝るまち」

3 競技スポーツの推進

全国レベルの大会において活躍する選手の育成を目指して，スポーツ団体と連携の下，競技スポーツの強化を図る。

＜目標＞

- ・県下一周駅伝競走大会及び県地区対抗女子駅伝で上位の成績を目指す。
- ・2020年鹿児島国体に本市から多くの選手が出場することを目指す。

4 スポーツ施設の整備・充実

市民のスポーツ活動や健康・体力づくりの拠点となる施設の整備・改修を進めるとともに，更なる活用促進を図り，生涯スポーツ社会の実現を目指して体育施設の整備・充実に努める。

指宿市教育振興基本計画

(後期計画)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

指宿市教育委員会は、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画及び平成21年2月に策定された県の教育振興基本計画を参酌し、また、平成20年3月策定の本市の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した「第一次指宿市総合振興計画」を踏まえ、平成23年2月、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、平成23年度から平成27年度までの5年間に取り組む施策を示した「指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定しました。

この計画に基づいて、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、相互の力を結集して、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、高等学校の活性化、学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりなど、本市の取り組むべき課題の解決や、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んできました。

国においては、社会をめぐる諸情勢の変化、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓等や、これまでの計画の各施策の実施状況及び数値目標の達成状況を踏まえながら、社会を生き抜く力の養成など4つの基本的方向性を定めた第2期「教育振興基本計画」を、平成25年6月に策定しました。

また、県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第2期計画の内容を参酌し、平成26年2月に、第2期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しています。

市教育委員会においては、このような国・県の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、前期計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中長期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

県の第2期計画が、10年間の後半5年間の計画として位置付けられていることを踏まえ、本計画については、市の前期計画に示された10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の体系は、「計画策定の趣旨」、「本市の教育の現況」、「目指す教育の姿」、「今後5年間に計画的に取り組む施策」、「施策の計画的推進のために」とし、特に、子どもたちの有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことに重点を置いた計画とします。

第2章 本市の教育の現況

1 児童生徒の学力及び体力

学校教育では、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」の調和を重視し、「生き抜く力」の育成に努めています。

本市小中学校児童生徒の学力については、国が全校を対象に実施している全国学力・学習状況調査（しつがい悉皆調査）や、県が全校を対象に実施している鹿児島学習定着度調査（小学校第5学年、中学校第1学年・第2学年）において、基礎的な内容及びそれを活用する内容について不十分であるとの結果が得られています。

平成26年度の鹿児島学習定着度調査では、社会科で若干県平均を上回る学年もありますが、ほとんどの学年・教科において県平均を下回っています。

平成27年度の全国学力・学習状況調査でも、基礎的な内容及びそれを活用する内容の問題において、県平均をすべて下回る結果となっています。

教職員は授業改善に係る研修会等を通して、主体的・協働的な学習展開や家庭学習と連動した授業づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった学力向上への取組が課題となっています。

児童生徒の体力・運動能力については、近年、生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少により、本市でも体力の二極化への対応が課題となっています。また、平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本市の児童生徒の体力・運動能力は、全国や県と比較して低い状況にあり、特に握力、長座体前屈、反復横とび、シャトルランの強化が必要です。子どもの体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力・運動能力の向上は本市における重要な課題です。

これらの課題解決のためには、家庭や地域と連携して、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣化の育成を図る必要があります。また、学校では、運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体づくり運動等を取り入れることにより運動量を確保する授業づくりを進めるとともに、「一校一運動」や「チャレンジかごしま^{※4}」、「一家庭一運動」への積極的な取組により、体力・運動能力の向上を図ることが重要です。

2 生徒指導

生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。そのため、問題行動等への対応だけでなく、日々の教育活動において、「児童生徒に自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」など道徳教育等の充実を図りながら取り組んでいます。

なお、生徒指導上の課題への取組としては、次の3点があげられます。

(1) 基本的な生活習慣の確立

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立を図っていく必要があります。平成27年度全国学力・学習状況調査の結果によると、「朝食を毎日食べている」、「毎日同じくらいの時刻に寝ている（起きている）」等の基本的な生活習慣に係る質問に対して、「当てはまる」と回答した割合が、全国より下回っている項目があり、家庭と連携しながら望ましい生活習慣を確立していくことが課題となっています。

食生活の乱れやネット依存等による児童生徒の生活習慣の乱れは、健康維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすことがあります。

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、市PTA連合会と連携し、「家庭学習60・90運動^{※13}」や「早寝早起き朝ごはん^{※14}」などの取組を推進し、適切な生活習慣を確立していく必要があります。

(2) いじめ問題への対応

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策はすべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「指宿市いじめ防止基本方針」を基に、指宿市立の小中学校及び高等学校でいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

(3) 不登校の児童生徒への対応

年間30日以上欠席した不登校の児童生徒数が、平成23年度から毎年40人前後で推移しています。不登校の主な理由としては、無気力、不安などの情緒的混乱、友人関係が多いですが、複数の理由が複合しているケースもあります。

不登校児童生徒等への対応としては、未然防止と不登校の早期解決・対応の観点から取り組んでいます。

未然防止については、各学校において、児童生徒にとって安心できる居場所となるように、人間関係づくりや学級づくりを充実させています。小中学校に配置している教育相談員や、スクールカウンセラー^{※1}を積極的に活用し、児童生徒に寄り添った教育相談を行い、悩み相談や学校生活への適応のための指導を充実させています。

不登校の早期解決・対応については、各学校において、欠席の初期段階での家庭訪問や教育相談など、時機を捉えた支援を継続させるとともに、欠席が続く児童生徒には、一人一人の個別支援計画を作成させ、全校体制で不登校の早期解決・解消を図るように指導しています。

また、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー^{※15}を学校・家庭に派遣し、家族関係や家庭生活の改善を図ることで、登校につなげています。

3 保健・安全

児童生徒の健康の保持増進を図る上で重要な学校と家庭との連携や、地域の医療機関との協力関係の確立を図り、生活習慣の乱れやアレルギー疾患、感染症等に対する不安などの多様な健康課題に適切に対応するための施策を推進して、学校保健の充実及び学校保健を推進するための保健組織活動の充実を図ることが重要です。

児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域との連携による食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育に取り組む体制づくりを推進しています。

食育については、市内のすべての小中学校で食に関する指導計画を作成し、すべての学校において栄養教諭が食に関する指導を行っています。

また、毎年1月に実施している市の学校給食週間において、すべて地元産の食材を活用した学校給食を実施しているほか、毎月19日の「食育の日」を含む前後に「指宿『旬』野菜の日」を設けて、地元産の旬の食材を取り入れた給食を提供しています。さらに、各学校で6月の「食育月間」や19日の「食育の日」に、食に関する取組を実践しています。

安全・安心な学校づくりのために、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、家庭や地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ることが求められています。そのための方策として、学校安全計画や危機管理マニュアル、安全マップ等を有効に活用した教育活動を推進するとともに、児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会を中心として、交通事故・水難事故防止、不審者・声かけ事案への対応、安全点検の充実を図っています。

また、家庭や地域の関係機関・団体等と連携して、子どもの安全を見守る体制を整備し、学校教育活動全体を通じた計画的かつ組織的な交通安全教育や防犯教育を推進しています。

学校施設においては、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急の避難場所としての役割も果たすことから、耐震化対策を優先的に実施しており、平成27年度で建物構造体の耐震化を完了し、現在、地震時に落下のおそれのある天井材やバスケットゴールなどの非構造部材^{*10}の耐震化を実施しています。

4 特別支援教育

国において、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進方策が提言され、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあることから、これらの児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進しています。

また、福祉等の関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員の配置、市教育支援委員会や市特別支援連携協議会の充実、県立養護学校との連携、県の地域支援ネットワーク推進員の活用を図っています。

5 幼児教育

幼児期から学齢期に至るまでの教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。しかしながら、核家族化や少子化、就労形態の多様化など社会環境が大きく変化している現代においては、保護者が子育てに対する不安を感じ、家庭における教育力の低下が指摘されています。また、預かり保育の推進や幼稚園における子育て支援など、幼児教育に対する様々な要望も強くなっています。

これらのことを受けて、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付ける幼児教育の重要性を深く認識し、特別支援教育のネットワークを生かしながら、家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、地域が連携し、豊かな感性を持った幼児の育成に努めています。

6 児童生徒数の変化

少子化は本市においても顕著な傾向を見せており、平成 27 年度における本市の小中学校の状況は、小学校で 12 校中 9 校、中学校ではすべての学校が、標準的な学級の基準である 12 学級を下回る小規模の学校となっています。

児童生徒数の推移

(単位：人)

| 学 校 名 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 指 宿 小 学 校 | 279 | 262 | 283 | 281 | 282 | 286 | 288 | 286 | 278 | 276 |
| 魚 見 小 学 校 | 109 | 113 | 104 | 110 | 108 | 108 | 114 | 110 | 116 | 112 |
| 柳 田 小 学 校 | 391 | 386 | 384 | 390 | 390 | 393 | 414 | 413 | 414 | 393 |
| 丹 波 小 学 校 | 595 | 583 | 602 | 559 | 541 | 541 | 561 | 551 | 567 | 596 |
| 今 和 泉 小 学 校 | 108 | 102 | 100 | 93 | 83 | 84 | 81 | 80 | 79 | 71 |
| 池 田 小 学 校 | 42 | 36 | 36 | 40 | 38 | 39 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 山 川 小 学 校 | 75 | 65 | 60 | 65 | 69 | 69 | 70 | 73 | 71 | 63 |
| 大 成 小 学 校 | 244 | 239 | 240 | 252 | 250 | 244 | 251 | 257 | 248 | 232 |
| 徳 光 小 学 校 | 59 | 55 | 57 | 64 | 64 | 65 | 61 | 61 | 55 | 46 |
| 利 永 小 学 校 | 19 | 19 | 21 | 20 | 20 | 19 | 18 | 14 | 14 | 16 |
| 開 聞 小 学 校 | 200 | 193 | 195 | 189 | 178 | 175 | 166 | 157 | 146 | 131 |
| 川 尻 小 学 校 | 71 | 64 | 67 | 65 | 57 | 58 | 54 | 55 | 53 | 50 |
| 児 童 数 | 2,192 | 2,117 | 2,149 | 2,128 | 2,080 | 2,081 | 2,118 | 2,097 | 2,081 | 2,026 |
| 北 指 宿 中 学 校 | 287 | 305 | 317 | 313 | 312 | 310 | 303 | 293 | 292 | 306 |
| 南 指 宿 中 学 校 | 340 | 370 | 351 | 351 | 346 | 360 | 361 | 355 | 360 | 370 |
| 西 指 宿 中 学 校 | 74 | 80 | 74 | 74 | 80 | 76 | 69 | 52 | 58 | 64 |
| 山 川 中 学 校 | 205 | 220 | 205 | 204 | 197 | 200 | 194 | 185 | 187 | 207 |
| 開 聞 中 学 校 | 146 | 159 | 144 | 137 | 134 | 138 | 135 | 121 | 121 | 119 |
| 生 徒 数 | 1,052 | 1,134 | 1,091 | 1,079 | 1,069 | 1,084 | 1,062 | 1,006 | 1,018 | 1,066 |

※H27 までは、各年の 5 月 1 日現在

※H28 以降は、平成 27 年 5 月 1 日現在の見込み

7 生涯学習の推進

現在、少子高齢化や核家族化、情報化、科学技術の進歩など、社会環境が大きく変化しています。

また、余暇時間の増大と生活水準の向上に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさを求める声が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心も高まっています。

本市では、これまで公民館や図書館、博物館、市民会館等を生涯学習の拠点とし、市民講座をはじめ、寿大学や学びのふるさと講座^{※16}等を開設してきました。

今後も、市民のニーズを的確に把握し、より多くの市民がそれぞれのライフステージに応じた学習活動に取り組めるような環境づくりを進め、「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられるよう生涯学習社会の実現を目指す必要があります。

市民一人一人が生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進体制の充実を図る必要があります。

また、公民館や図書館、博物館など、既存施設の連携を強め、更なる利用促進を図るとともに、指導者の育成や地域資源の発掘・活用などに努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

本市では教育基本法第3条（生涯学習の理念）^{※17}の規定を踏まえ、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習でき、その成果を適切に生かすことのできる環境づくりを推進するため、地域の実情や課題に応じた学級や講座を開設し、地域に住む人々がいつでも気軽に学ぶことができるよう取り組んでいます。

8 スポーツの振興

余暇時間の増大や健康志向の高まり、生きがいを求める市民の増加を背景に、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ市民が増えています。また、スポーツは健康の保持増進のほか、生きがいづくりや仲間同士のふれあい・交流を深めることができるものであり、明るく豊かで活力に満ちた生活を送る上で大変重要なものになっています。

近年、人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「団体」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

一方では、少子高齢化の進行に伴い、医療費等が増大し、市の財政を圧迫しています。

このような状況の中、本市では、市民体育祭やチャレンジデーなど、市民参加型のイベントを開催し、市民の体力・健康づくりと親睦の場を提供しています。

さらに、総合型地域スポーツクラブ等を核に、子どもから高齢者まで、生涯にわたって幅広い年代の人たちが、それぞれのライフスタイルに応じて、種目にとらわれず、自分の体力や年齢にあったスポーツを楽しむことができる環境を整備しています。

また、市体育協会や地区駅伝運営委員会等を支援し、競技力の向上に努めています。

第3章 目指す教育の姿

基本理念:「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

市の発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。

そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが重要です。

これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育的風土を大切にしながら「まちづくりは人づくり」という信念や、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という気風の確立に努めながら、青少年育成の各種事業を実践し、園児・児童・生徒が楽しく安心して学べる環境の整備・充実に努めてきました。

本市では、これらの教育的資源を活用しながら、平成23年2月に指宿市教育振興基本計画を策定し、今後の本市の教育を進めるに当たっての基本理念を「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」、目指す市民像を「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」と設定し、第一次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」を実現するため、取組を進めてきました。

これからの5年間も、これらの基本理念及び目指す市民像を踏まえつつ、計画の実施から5年が経過した現在の社会状況や、これまでの取組の実績や課題等を踏まえながら、本市教育の取組における視点や施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

○ 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民

子どもたちは、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

知識基盤社会の一層の進展が予想される今日においては、一人一人が学ぶことの楽しさを知り、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けることが必要です。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、

第3章 目指す教育の姿

自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、未来を担う子どもたちは、社会生活を送る上で、規範意識、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する心、生命を大切に作る心、礼節を重んじる心、自然を愛する心、美しいものに感動する心などを身に付ける必要があります。特に、今日では、集団生活の中で豊かな人間関係を構築していくために、人権尊重の涵養^{かんよう}を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが求められています。

さらに、近年は、子どもの体力・運動能力を向上させる取組や、多様化する健康問題への対応が課題となっています。

健やかな体は、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために重要なものです。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識・習慣も身に付けさせることが必要です。

○ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

鹿児島県とアジア主要都市を結ぶ交通網の発達により、アジア各国との交流が盛んになるなど、この5年間でグローバル化は一層進展しています。また、近年は、県内に在住する外国人の増加により外国人の子どもも増えており、言葉や文化の違いなど学校や地域では新たな対応が求められています。このような中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史の中にいる人々と共生していくことが重要な課題となっています。

このためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本市では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められています。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

第二次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土を愛し未来を拓くところ豊かな人材を育むまち」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があります。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICT^{※6}を活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業等は、学校と連携した職業教育・キャリア教育^{※5}への協力、企業等としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のための役割を担っていくことが求められています。

これまでの成果を踏まえつつ、学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材などの教育的資源も豊富です。

また、地域ぐるみで子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っており、これらを有効活用して施策を推進します。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の5点に整理します。

I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

情報化や国際化が急激に進む現代社会において、青少年犯罪の低年齢化や凶悪化が進み、社会的な問題となっています。

そこで、子どもたちが夢や希望を持って将来を力強く生き抜きながら、基本的な生活習慣や人としての節度ある言動など、社会生活を送る上での規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できるような人間を育てることが重要です。

そのため、道徳をはじめ各教科等、学校教育活動全体の中で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育むことが重要です。

そこで、子どもたち一人一人が、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を身に付けることができるように、教育活動をキャリア教育^{※5}の視点でつないでいくことができる教育を推進します。

また、これからの情報化社会を見据え、子どもたちが情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組みます。

さらに、環境教育や国際理解教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

Ⅲ 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育目標が達成されるよう、児童生徒の心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。

また、学校がこの役割と責任を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

そのため、研修機会の拡充等により、教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒にとって安全・安心な環境づくりなどに取り組みます。

Ⅳ 地域ぐるみによる教育の推進

教育の振興において、地域が担う役割は大きいものがあります。

「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、本市には、子どもを地域で育てるといふ風土が現在でも残っています。

今後も、青少年育成団体と連携し、伝統行事や地域行事において体験活動やボランティア活動ができる機会を提供したり、スクールガード^{*18}や学校応援団^{*12}等による登下校の見守りなどのボランティア活動を行ったりするなど、子どもを地域で育てる温かい環境を守り育てます。

Ⅴ 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

市民の多様化、高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

スポーツ・レクリエーション活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであることから、生涯スポーツと競技スポーツの推進に取り組めます。

また、文化活動は、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養^{かんよう}に必要なものであることから、郷土の伝統文化や文化財を守り育てるとともに、様々な芸術に親しむ機会を設けます。

3 具体的施策の展開

I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 交流・体験活動の充実
- ⑤ 子ども読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の向上
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ ふるさと教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育・金融教育

III 信頼される学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 市立高等学校の活性化
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 安全・安心な学校づくり
- ⑥ 教育環境の整備・充実

IV 地域ぐるみによる教育の推進

- ① 地域住民が支援する学校づくりの推進
- ② 地域ぐるみによる子どもの育成
- ③ 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭・地域の教育力の向上

V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

3 具体的施策の展開

I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、児童生徒のいじめや不登校、規範意識の低下など、教育における様々な課題が指摘されています。そのために、基本的な生活習慣の確立や善悪の判断など、社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識、自他の生命の尊重や思いやりの心を育てる指導を一層充実させることが重要です。
- 現行の学習指導要領では、伝統と文化を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。
- 平成27年3月の学習指導要領一部改正により、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から完全実施となる特別な教科「道徳」に向けて、校内体制の整備や指導方法の工夫、道徳教育の評価のあり方等について検討及び具体的な作業を実施していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 豊かな心を育むために、全教育活動の中で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値の自覚化を図り、道徳性を高める道徳教育の充実に努めます。
- 児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえ、教育活動全体で発達段階に応じた道徳教育の充実に努めるとともに、教職員の道徳教育の指導力向上に努めます。
- 児童生徒の道徳性を高めるために、授業においてアクティブな学習活動を積極的に取り入れるなど、多様で効果的な指導方法の工夫に努めます。また、家庭や地域との連携を深め、社会全体で取組が進められるように努めます。

【3 主な取組】

- 道徳教育の全体計画（別葉を含む）や年間指導計画の見直しと作成を行い、道徳教育推進のための校内体制の整備を図ります。
- 「私たちの道徳」を年間指導計画に位置付けたり、校内研修で活動方法等についての情報交換を行ったりするなどして、積極的な活用に努めます。
- 特別な教科「道徳」の実施に向けて、多様で効果的な指導方法の工夫を行い、評価の方法について研究や実践を進めます。
- 児童生徒の実態に応じて道徳的価値の重点化を図るとともに、特に豊かな自然、伝統・文化、地域の人材を活用するなど、郷土を愛する態度を養うように努めます。

② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- 「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本市の不登校児童生徒の出現率は、小学校が県より高く、中学校では、全国・県よりも高くなっています。そのため、学校・家庭・関係機関が連携を図りながら、実効性のある具体的な取組が必要となっています。
- いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることや「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」という基本的認識に立ち対応することが必要です。そこで、各学校に設置している学校いじめ防止等の対策のための組織の活性化を進めていかなければなりません。
- 情報通信機器等を使用した問題行動の未然防止に努めるために、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の危機意識の高揚を図るとともに、教職員の生徒指導力の向上に努めます。
- 学校の生徒指導体制が確立され、全教職員が一体となり、様々な生徒指導上の問題に対して、組織的に対応しているかを確認します。
- 心の教室相談員、子どもと親の相談員、適応指導教室（はしむれ教室）指導員、スクールカウンセラー^{*1}等の配置により、総合的な相談体制が行われるように適応指導教室を相談窓口としていきます。
- 学校・家庭・地域・関係機関等の連携を促進します。
- インターネット等に関する問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 生徒指導に関する研修内容の充実を図り、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の生徒指導力の向上及び資質向上に取り組めます。
- 学校が、児童生徒にとって安心できる居場所となるように、人間関係づくりや学級づくりの更なる充実、不登校のサインを早期に発見するためのチェックリストの活用、問題のサインを見逃さない日常の健康観察の確実な実施など、具体的な取組を進めます。
- 担任等による教育相談の充実を図るとともに、小中学校に配置している教育相談員や、中学校に県から配置されるスクールカウンセラーを積極的に活用し、児童生徒に寄り添った教育相談を行い、悩み相談や学校生活への適応のための指導を更に充実させます。
- 社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー^{*15}を学校・家庭・地域に派遣し、家庭環境の改善を図ることで、不登校児童生徒の登校につなげます。
- 適応指導教室を、スクールカウンセラーや地域福祉課、民生委員などの関係機関とつなぐ窓口として活用し、より充実した支援を行います。
- 市PTA連合会と連携を深めながら、情報を活用するための判断力や心構えを身に付けさせる情報モラル教育の充実を図ります。

I 豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。そのため、人権教育について、すべての学校において校内研修に位置付け、教職員一人一人がその深い理解に努めています。
- 人権教育啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、DVやいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシュアルハラスメントなど、表面化しにくい人権侵害等の新たな課題も発生しています。これらの課題解決に向けて、学校・家庭・地域・関係機関等が連携しながら、确实に対応していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校・家庭・地域において、同和教育をはじめとする人権教育の充実に努め、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を行います。
- 学校における全教育活動の中で、児童生徒の人権感覚を高め、人権やあらゆる差別等に対する正しい理解と認識を深めるように努めます。
- 各種研修等を通して、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組めます。

【3 主な取組】

- 学校における人権教育の全体計画や年間指導計画等を見直し、課題に対応した教育活動に努めます。
- 家庭や地域と連携し、ボランティア活動や社会体験活動、高齢者の方々との交流などの豊かな体験の機会の充実に努めます。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を推進するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重の精神の高揚に努めます。
- 学校において、様々な人権課題に関する研修の充実や人権教育資料の活用により、教職員の人権意識の高揚と資質の向上に努めます。
- 学校・家庭・地域等が緊密な連携により、積極的に人権教育の充実に努めます。

④ 交流・体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 社会環境の大きな変化に伴い、児童生徒を取り巻く生活のあり方が大きく変化し、家庭や地域で直接的な体験から知識を得られる機会が減少しつつあります。
- 児童生徒が豊かな人間性や社会性を育むためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、様々な体験活動を充実させていくことが重要です。
- 本市は、温暖な気候や豊かな自然、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を有しており、「指宿まるごと博物館」の取組をはじめ、各学校においては、農業・水産業体験や自然体験、社会体験などの多様な体験活動を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 様々な自然体験等の交流・体験活動を通して、児童生徒一人一人が自己有用感^{*19}や達成感を持つことができるよう活動の充実を図ります。
- 本市の恵まれた自然や文化、教育的風土を生かし、小中学校が連携した活動や小中一貫教育等を見据えた地域住民や他校の児童生徒等の交流・体験活動の機会の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 児童生徒が学校生活の中で、自分の役割を果たすことや協力することの大切さについて、体験を通して理解が深まるよう取組の工夫と充実を図ります。
- 児童生徒の自己の成長を図る体験活動が家庭内でも充実するよう、保護者との連携を深めます。
- 家庭・地域・関係機関との連携を図り、農業や水産業等の体験活動をはじめ、地域等における高齢者との交流活動、姉妹都市などの子どもたちとの交流活動、地域での清掃活動や職場体験学習など、様々な体験活動の充実に努めます。

⑤ 子ども読書活動の推進

【1 現状と課題】

- すべての小中学校で朝読書に取り組み、児童生徒の読書量は増加傾向にありますが、学年段階や、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて本を読まなくなる傾向にあります。また、読書の質についても一層高めていく必要があります。
- 平成25年度に策定した指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・図書館が連携して、読書活動に取り組んできました。今後、その成果を基盤として、引き続き、司書教諭や学校図書館事務職員の資質向上と読書活動の推進を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・図書館がより一層連携して、それぞれ独自の読書活動の積極的な推進に努めます。
- 司書教諭や学校図書館事務職員の資質向上を図り、読書に親しむ態度を育成するための取組や、学校図書館等を活用した読書活動を推進します。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。
- 読書に親しむ機会の提供と環境づくりの充実に努めます。
- 図書館と学校の連携、学校と保護者の連携及び保育園・幼稚園との連携に努めるなど読書環境の整備を推進します。
- 市及び図書館が学校や地域子ども会と連携を図りながら読書推進体制の整備を推進します。
- 学校図書館事務職員の適正な配置に努め、講習・研修への参加を進めながら人材の育成や活用に努めます。

【3 主な取組】

- 子ども司書養成講座において、魅力あふれるプログラムを実施し、読書推進のリーダー育成に努めるとともに、各学校において、子ども司書養成講座の受講者の活用を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。
- 各学校において、読み聞かせボランティアや図書館職員による読み聞かせ等、多彩な読書活動の推進を図り、市立図書館と連携しながら、学習情報センターとしての学校図書館の充実と学校内の読書環境の整備に努めます。
- 公民館活動や家庭教育学級において、読書活動を中心とする活動の推進を図ります。
- 子ども読書活動推進計画を推進します。
- 読書活動を指導の重点として位置付け、年間読書指導計画、学校図書館活用計画を作成して実施します。また、司書教諭・学校図書館事務職員等の研修、業務の支援を行うなど学校における読書活動の推進に努めます。
- 夏季休業中の読書指導に関する指導法の研修会や学校図書館事務職員部会等の充実に図り、司書教諭及び学校図書館事務職員の資質の向上を図ります。
- 読書推進体制の整備に努めます。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

- 「家庭でのおやこ一冊読書」、「1日20分程度の読書」を推進し、読書の習慣を身に付けられるように努めます。
- 3～4か月の乳児健診時に絵本リストの配布や、子どもたちに対する推薦本のリストの作成など、家庭における読書活動の推進を図ります。
- 保育園や幼稚園での読書活動、児童館その他の公共施設での読書活動、一坪図書館^{※20}等を中心とした読書活動、公民館を中心とした読書活動など地域における読書活動の推進を図ります。
- ボランティア等の育成、研修事業の実施、自主的な活動の支援など地域の力を生かした読書活動の推進を図ります。
- 地域子ども会活動での読書活動に努めます。
- 子どもの読書を推進するための児童サービスや中高校生を対象としたヤングアダルトサービス^{※21}に努めるなど、市立図書館における読書活動の推進に努めます。
- 「子ども読書の日^{※22}」等を中心とした広報啓発を推進し、実践化を図ります。
- 図書館だより等啓発事業の実施、図書館行事等の実施、ホームページや広報誌の活用などによる啓発や広報に努めます。

⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 国際社会で活躍する人材を育成するためには、我が国と郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実させることが必要です。
また、豊かな心や感性，創造性，感動する心などを育成するためには，子どもの文化活動を推進していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 郷土文化や地域の伝統芸能等を継承していくために，学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育の充実を図り，地域と連携しながら実際の活動を通して，継承することの楽しさや必要性などを学び取らせます。
- 子どもが，学校や地域等において文化芸術に触れる機会を拡充するなど，文化芸術に関する教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ，各教科等において我が国の伝統文化の理解に係る取組を推進します。
- 各学校における芸術鑑賞会や市音楽発表会等の開催を通して，子どもたちが，優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動などに参加できる機会の拡充に努めます。
- 図画・作文コンクール等への参加の奨励や時遊館COCOはしむれ，図書館等で開催される特別展等の観覧促進に努めます。
- 土曜授業や学校行事等において，地域の伝統文化の鑑賞や伝承活動の機会の拡充に努めます。

⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 児童生徒が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためにも、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育を更に推進することが必要です。
- 学校給食では、地元産の農畜産物等の利用に努めていますが、更に地産地消の推進を図っていくことが必要です。
- 家族で囲む食事の機会の減少や不規則な食事、朝食の欠食などによる食習慣の乱れが、肥満や生活習慣病等の増加等につながっています。
- 若い世代で欠食が習慣化している状態にあるため、小中学生の頃から朝食をしっかり食べるよう働きかける必要があります。そのためにも、「孤食」を減らし、「共食」を増やしていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためにも、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育を更に推進します。
- 学校給食においては、より一層地産地消の推進を図ります。そのために、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、栄養教諭を活用して学校全体で組織的に食育の推進を図ります。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、食物アレルギー対応の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 小中9年間を見通した食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解や習得に努めます。
- 栄養教諭による学校での食育に関する指導を通して、食の安全性、重要性の理解を深め、児童生徒の生活習慣病等の予防に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、農業体験活動や水産業体験活動等を通じた食育を推進します。
- 市学校給食担当者会を開催し、学校における食育を効果的に推進します。
- 給食献立の「指宿『旬』野菜の日」の取組を通して、旬の食材を使った季節料理や郷土料理を提供します。
- 給食だよりなどにより、食への関心を高めるとともに、食文化などの理解を深める食育を行います。
- 学校給食での安心・安全な食材の使用や地場産品の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。

- 学校代表，給食センター職員，栄養教諭等で構成する献立検討委員会を通じて，安心・安全でおいしい給食づくりに努めます。
- 食物アレルギーを有する児童生徒については，学校，保護者との面談を実施し，アレルギーを除去した給食又は代替食を提供します。
- 家庭や学校へ食生活や栄養についての情報提供を行うとともに，食事バランスガイドの普及に努めます。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る「共食」の大切さについて，普及・啓発に努めます。

⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 体力向上は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものですが、生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少により、児童生徒の体力の二極化への対応が課題です。
- 児童生徒の体力・運動能力は、全国や県と比較して低い状況にあり、特に握力、長座体前屈、反復横とび、シャトルランの強化が必要です。
- 運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体づくり運動等を取り入れることにより運動量を確保する授業づくりを進めるとともに、「一校一運動」や「チャレンジかごしま^{※4}」、「一家庭一運動」への積極的な取組を通して、体力・運動能力の向上を図ることが重要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校・家庭・地域において、体を動かす時間の確保を図ります。特に教科体育においては、体づくり運動を取り入れて指導法の工夫・改善を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果の活用や小中連携した取組により、体力向上の取組を推進します。
- 教員の指導力の向上を図るとともに、地域人材を活用して学校体育を充実します。
- 生涯にわたって健康を保持増進し、体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。

【3 主な取組】

- 教科体育において運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体づくり運動等により運動量を確保する授業づくりを推進します。
- 小中連携して体力・運動能力調査等の結果や体力ナビ^{※3}の効果的な活用を図るとともに、体力向上に関する全体計画を見直し、課題解決のための取組を推進します。
- 学校全体で「一校一運動」や「チャレンジかごしま」、「一家庭一運動」に積極的に取り組み、体力・運動能力の向上を図ります。
- 体力向上推進校の指定や体育に関する校内研修会・実技研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携して、運動量の確保を図ります。

⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、不登校や基本的な生活習慣の未確立、感染症の対応、アレルギー性疾患の増加など、児童生徒の心や健康に関する課題が多様化しています。
- 子どもたちの心身の調和のとれた発達を促すため、性や薬物等について正しい知識を身に付けさせるとともに、自身の健康について関心を持ち、適切に行動選択できる資質や能力を身に付けさせることが重要です。
- 学校保健計画に基づいて学校保健の充実を図るとともに、関係機関と連携した薬物乱用防止教室の実施や歯・口腔の健康づくりを推進することが必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体での取組や学校・家庭・地域・関係機関等との連携が重要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校と家庭との連携や地域の医療機関との協力関係を確立し、生活習慣の乱れやアレルギー疾患、感染症等に対する不安などの多様な健康課題に適切に対応するための施策を推進して、学校保健の充実及び学校保健を推進するための保健組織活動の充実を図ります。
- 健康教育に関する諸計画や体制の整備・見直しを図り、児童生徒・教職員・保護者に対して、健康に関する正しい知識の普及啓発を一層進めるとともに、専門機関と連携した取組を推進します。

【3 主な取組】

- 食物アレルギーなどの健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応や歯・口腔の健康づくり等について、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、関係組織が円滑に機能するよう学校保健の取組を推進します。
- 小中9年間を見通した学校保健計画を整備し、健康の保持増進に関する指導の充実を図るとともに、学校保健委員会や市学校保健会等の関係組織の機能を高める体制の整備を図ります。
- 児童生徒に性や薬物等に関する正しい知識を身に付けさせ、適切な行動選択ができるよう家庭・関係機関と連携した取組を推進します。また、警察や薬剤師などの外部の専門家を招いて、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 地域の実態を踏まえた学校保健の取組を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、保健センター等の関係機関との連携を深めます。

Ⅱ 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の向上

【1 現状と課題】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る必要があります。
- 平成26年度鹿児島学習定着度調査の結果によると、本市においては小中学校とも基礎学力及び活用する力の定着が不十分であると言えます。平成27年度全国学力・学習状況調査においても、小中学校いずれも、知識・技能、思考力・判断力・表現力について定着が不十分であると言えます。また、家庭学習でも、宿題以外の自主的な学習への取組が不十分な状況があり、今後、小中学校がさらに連携を図り、より一層の学力向上の充実を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向けた取組を一層推進するために、研究授業を通して家庭学習と連動した指導法の改善を図ります。
- 教科部会や小・中学校連携部会を通して、小中学校の連携を図りながら主体的・協働的に学ぶ授業の充実に努めます。
- 知識・技能の確実な定着や活用力の育成のために、校内研修・相互授業参観等を通して言語活動の充実を図った授業づくりの改善に努めます。
- P T Aと連携して、家庭学習の方法を見直しながらその習慣化を図ります。
- 学校応援団^{※12}と連携して、個に応じた補充指導の学習支援を図ります。
- 小学校外国語活動や小中学校における英語教育の充実を図ります。
- 土曜授業における効果的なカリキュラムを開発して、土曜授業の充実を図ります。
- 指宿商業高等学校においては、基礎・基本を大切に、生徒一人一人の個性・適性・能力を重視し、ビジネスに関する専門教育を行い、総合的にバランスのとれた人材の育成を図ります。

【3 主な取組】

- 授業を通じた校内研修の充実を図り、指導主事の派遣や「いぶすきの授業力 Leaflet^{※2}」を活用し、課題に応じた具体的な指導を行い、教員一人一人の授業力の向上及び学校の確かな研究の推進を図ります。
- 教科等部会、小・中学校連携部会での研究授業等や研究協力校の公開授業への参加を通して研究成果を共有することで、小中学校の連携を充実させながら指導力の向上を図ります。
- 夏季休業中の研修会において、本市の課題を踏まえた授業実践発表や講話等を通して、市内全小中学校の教職員一人一人が本市の課題を把握し、改善の方向性や具体策を共通理解し、実践化につなげます。
- 不登校児童生徒への学力保障や学校応援団による補充学習の支援に努めます。

- 「かごしま学力向上支援Webシステム^{※23}」等の利用促進や、「家庭学習 60・90 運動^{※13}」, 「家庭学習強調週間」の取組を推進します。
- 外部人材活用等による特色ある土曜授業のカリキュラムを設定し, 効果的な教育活動を推進します。
- 指宿商業高等学校においては, 特色ある教育活動を通して, 社会に求められる人材の育成を図るとともに, 上級資格の取得者数の増加を目指した取組の充実を図ります。
また, 基礎・基本の定着を大切にした学習指導や個に応じた進路指導を適切に行い, 進路決定率の向上を図るとともに, 魅力ある学校づくりを推進して生徒確保に努めます。

② 特別支援教育の推進

【1 現状と課題】

- 国において、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進方策が提言され、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。
- 関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ることが必要です。
- 本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増加傾向にあります。小中学校では特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーター^{※24}の指名や特別支援教育支援員の配置により、障害のある児童生徒への支援体制が整備されつつあります。しかし、きめ細かな支援の充実や関係機関と連携した具体的な支援のあり方が今後の課題です。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進します。
- 市特別支援連携協議会を中心に、各関係機関との連携を密に行い、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ります。
- 本市の特別支援教育のセンター的な役割を担う県立指宿養護学校との連携に努めます。特に、巡回相談を効果的に活用し、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ります。

【3 主な取組】

- 学校間連携を通して、障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用を促進するとともに、特別支援教育コーディネーターの資質の向上や校内支援体制の整備・充実を図ります。
- 特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、県立指宿養護学校や保健センター等の関係機関との連携を深めながら、市教育支援委員会における適切な就学指導を推進します。
- 学校の実態を踏まえて特別支援教育支援員の配置を行うとともに、効果的な活用を図ります。
- 市特別支援教育コーディネーター研修会や市特別支援教育支援員研修会など、各種研修会等の機会を通して、教員等の指導力の向上を図ります。
- 各関係機関との連携を密に行い、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ります。

③ キャリア教育の推進

【1 現状と課題】

- 小学校では、地域の事業所を訪問し、直接話を聞くことで職業への理解を深めています。
- 中学校では、5日間の職場体験学習を通してキャリア教育^{※5}を充実させています。
- 高等学校では、職場体験学習や「株式会社指商」の運営を通してキャリア教育を充実させています。
- 児童生徒一人一人が、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を身に付けることができるように、教育活動をキャリア教育の視点（課題対応能力、人間関係形成能力、自己理解能力、キャリアプランニング能力^{※25}）でつないでいくことができる教育を行う必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各教科、道徳、総合的な学習の時間等をキャリア教育の視点で関連付けるように見直しを進めます。
- 教職員にキャリア教育の意義と必要性を十分理解させるための研修を充実させます。
- 勤労観・職業観等を育成するため、事業所や商工会議所などの関係機関との連携強化を図ります。

【3 主な取組】

- 小学校からのキャリア教育の必要性を認識させるため、学校内外の研修の推進を図ります。
- 各学校において、キャリア教育に関連の深い教科等を基に全体計画を作成するように指導します。
- 学校及び地域の企業、関係機関との連携を図り、キャリア・スタート・ウィーク（職場体験学習）の充実を図ります。
- 体験活動では、事前・事後指導と直前・直後指導との指導目的を区別して指導します。
- 中学校において、生徒会活動や委員会・係活動など、役割や立場で責任を果たす日常の活動の積み上げにより、教育活動を通じたキャリア教育を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、「株式会社指商」の取組や「指商デパート」の開催、職場体験学習を通して、地域に学び地域とともに生きる心や感謝の心を育み、望ましい勤労観や職業観を養います。

④ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 幼児の基本的な生活習慣の欠如，コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中，幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり，より一層の充実が求められています。
- 核家族化や少子化，情報化など，社会状況が変化する中で，保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し，子育てに喜びや生きがいを感じ，子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園や保育所，認定こども園がそれぞれの特色ある幼児教育を実施できるように，関係機関との連絡を密にし，幼児教育の向上に努めます。

【3 主な取組】

- 幼児教育の充実を図るため，家庭や地域，関係機関等との連携強化に努めます。
- 小学校や幼稚園・保育所等との連携を図りながら，適切な就学指導に努めます。
- 子どもの発達段階や学びの連続性を踏まえ，小学校教育との円滑な接続を図るため，幼児と児童の交流や教職員の情報交換，小学校におけるスタートカリキュラム（幼児期と児童期をつなぐ教育課程）の充実に努めます。

⑤ ふるさと教育の推進

【1 現状と課題】

- 少子高齢化及び過疎化等により、地域の伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなりつつあります。
- 郷土の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を郷土教育の推進を通して育成していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能の伝承活動や農業体験、先人の業績や生き方について学ぶ活動等の充実を図り、地域のよさを再確認し、将来にわたってふるさと指宿の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- ふるさと指宿に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育成するために、教職員が指宿の文化、歴史、伝統等について理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土についての教養を高め、指導力の向上を図ります。

【3 主な取組】

- 各学校において、道徳、総合的な学習の時間、教科等の授業を通して、郷土の素材を活用しながら郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の充実に努めます。また、我が国や郷土の地理・歴史・伝統・文化についての理解を深めさせるための人材活用を推進します。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより一層連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 社会科や理科のフィールドワークを継続して行い、地域の自然環境や産業、歴史などの学習素材についての研修を深めます。
- 観光課等の関係機関との連携を図りながら「いぶすきジュニア検定^{※26}」や「いぶすき検定^{※27}」などについて、児童生徒の受検や教員研修での活用を推奨します。

⑥ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- これからの情報化社会を見据え、子どもたちが情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでいます。
- インターネット社会における人権侵害等の様々な問題に対応するため、小中学校において、体系的な情報モラル指導を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が、学校において、コンピュータ等に十分触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、ICT^{※6}環境の整備とともに、ICTを十分に活用した取組を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じたICTの効果的な活用及び情報モラル教育を充実します。

【3 主な取組】

- 児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、教員の各種研修会を通して、ICTを活用した授業のできる教員の育成を図ります。
- 教員が、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりを推進します。
- 各種研修会等を通して、情報モラル教育の充実に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。
- 学校ホームページ等の活用により、地域や家庭との連携を密にし、開かれた学校づくりに努めます。

⑦ 社会の変化に対応した教育の推進

(7) 環境教育

【1 現状と課題】

- 今日の環境問題は、不法投棄、悪臭、水質汚濁などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模における環境問題まで多様化・複雑化しています。
これらの環境問題の解決に自ら進んで取り組む人材を育成するため、環境教育を更に充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 自然財産をフィールドとして、地域や学校と連携した環境学習プログラムを構築し、地域の文化や自然の大切さなどの意識の高揚を図ります。また、学校版環境ISO^{※28}の充実を図ります。
- 学校においては、総合的な学習の時間や創意の時間等の中で、環境についての理解を深めるとともに、資源の有効活用や環境保全のための活動を推進します。

【3 主な取組】

- 各学校において、環境教育の全体計画を再度整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を推進します。
- 各学校において、特色を生かした体験的な環境教育の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活と照らし合わせながら考えさせる学習を推進します。
- 各学校において、外部人材を招いた環境教育を推進します。
- 環境教育を推進するための中心的な役割を担う教員の育成を図ります。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 各学校では、総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。
- 児童生徒が乳幼児、高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体験したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえて、「福祉の心」を育てる教育の充実を図ります。
- 関係機関との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 総合的な学習の時間や道徳等において、児童生徒の発達段階に応じ、交流活動やアイマスク・点字・車椅子体験等を通して、乳幼児、高齢者、障害者に対する思いやりの心などの醸成に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉やボランティアに関する体験活動の充実を図ります。
- 講師を招いた校内研修を行ったり、各種研修会等に積極的に参加したりして、教職員の指導力の向上に努めます。

(ウ) 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化の進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うために、国際理解教育を推進することは大変重要です。
- 各学校では、ALT^{*7}とのチーム・ティーチングによる授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めるための取組を行っています。今後も国の動向を踏まえながら、更に充実させる必要があります。
- 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各発達段階に応じて、これからの国際社会において自ら思考し、判断することのできる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した新しい英語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進します。

【3 主な取組】

- 国際理解教育について、実践的な授業づくりに役立つ情報を提供し、我が国と外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習内容や学習指導法の充実に努めます。
- 各学校において、ALTを活用した効果的な学習指導法の充実に努めながら、外国の言語文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。
- 小学校外国語活動、小中学校における英語教育の充実に努めるために、研究協力校の研究内容の共有化を図ります。
- 各学校の国際理解教育の全体計画の一層の充実に努めます。
- 指宿商業高等学校においては、姉妹盟約を結んでいる韓国永化観光経営高等学校との相互交流を通して、国際親善・国際理解の進展に努めます。

(エ) 消費者教育・金融教育

【1 現状と課題】

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定をする能力や責任を持って行動できる能力を育成することが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら考え判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など、消費者教育の充実に努めます。
- 消費者教育・金融教育に関する研修会等への参加を通じて、教員の指導力向上に努めます。また、外部講師の招聘しょうへいや関係機関との連携を通して学習内容の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 特別活動、社会科、家庭科において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教員の指導力向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。また、外部人材の活用、消費生活センター等の関係機関との連携を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、商業に関する専門教育の中で、経済活動の仕組みや望ましい消費活動のあり方について学習を深めるとともに、株式会社指商の活動や指商デパート等の開催を通して、責任ある行動がとれるよう資質の向上に努めます。

Ⅲ 信頼される学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校の活性化を図り、いじめや不登校、学力の問題等に対応していくためには、地域と一体となった学校運営が必要です。
- 信頼される学校を目指して、各学校においては自校の教育課題を解決し、教育目標の具現化に努めなければなりません。
そのためには、P D C Aサイクル^{※29}に沿った教育課程の運用が不可欠であり、その中において、教職員による学校の自己評価及び保護者や学校運営協議会^{※8}等による学校関係者評価の実施・公表等により開かれた学校づくりを推進していくことが必要です。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、すべての学校で取り組み、毎年多くの県民が参加しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を図ります。
- 地域の中の学校づくりを推進するために、学校応援団^{※12}の活用を図ります。

【3 主な取組】

- 各学校における評価結果の公表など、積極的な情報公開やその結果に基づく各教科等の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 授業の中に学校応援団を積極的に取り入れ、授業支援を活性化します。
- 土曜授業や地域が育む「かごしまの教育」県民週間における学校自由参観等において、保護者や地域住民に対して授業を公開する機会を設け、学校の取組の状況等を知らせるとともに、地域の人材を活用できるようにします。
- 学校に「学校運営協議会」を設置し、保護者・地域住民が学校運営に参画できるようにすることで、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組めます。

② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンの下、指導力を発揮しなければなりません。
- 学校と地域住民が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育ていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会の内容や運営を充実します。
- 保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映させるための体制を充実させ、学校運営の工夫・改善に努めます。

【3 主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 学校評価や学校関係者評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 学校運営協議会^{※8}を通じて、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

③ 市立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 指宿商業高等学校では、特色ある教育活動の継承と刷新した取組、基礎学力の定着と専門性の育成、上級資格取得、部活動の活性化等により、魅力ある高校づくりを行い、募集定員の確保と学校全体の活性化を図っていく必要があります。
- 学校教育の充実のため、教職員の指導力の向上、地域との連携を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 特色ある教育課程（シラバス^{※30}）の編成と実施に努め、地域に信頼され、魅力ある学校づくりを推進します。
- 進学や就職に向けて、基礎学力の向上と専門性の育成に努めるとともに、上級資格の取得や大学進学対策の充実に努めます。
- 地域企業と連携したビジネス教育の充実に努めます。
- 部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教職員の資質向上を推進し、学校の活性化を図ります。

【3 主な取組】

- 流通ビジネスを実践するために、「指商デパート」や販売実習等の体験活動の充実に努めます。
- 「株式会社指商」と地元企業とが連携した実学によるビジネス活動、中国語・韓国語の履修及び知的財産教育を推進します。
- 部活動のための環境整備を図るとともに、「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用して、部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教職員の指導力向上を図るとともに、生徒の能動的な学び（アクティブ・ラーニング^{※31}）を中心とした「わかる授業」の実践に努めます。

④ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生き抜く力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員のより一層の資質向上が求められています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の研修内容の充実、精選、効率化を図り、資質の向上に努めます。
- 「信頼される学校づくりのための委員会^{※9}」の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感^{※19}の高揚を図ります。

【3 主な取組】

- 学校内外における研修を組織的・計画的に実施するとともに、研修内容の充実を図り、教職員の意欲を高め、資質の向上に努めます。特に、授業や事例を通じた研究を推進し、指導力の向上を目指します。
- 関係機関との連携による体験的研修を推進し、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養^{かんよう}に努めます。
- 管理職研修や夏季休業中のITP^{※32}セミナー・教育講演会等の研修内容や運営の充実を図ります。
- 「信頼される学校づくりのための委員会」を充実させ、サービス指導の徹底を図ります。

⑤ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本市の市立学校施設の建物構造体の耐震化は、平成27年度で完了しますが、平成23年3月に発生した東日本大震災において、避難所となっている体育館の天井材やバスケットゴールなどの非構造部材^{※10}の落下による被害が発生したことから、本市においても、学校施設の非構造部材の耐震化を図っていく必要があります。
- 老朽化が進行した校舎や体育館については、建替や大規模改造、改修等を必要に応じて行っていますが、建設後、40年以上経過（昭和50年以前に建設）した学校施設が全施設の約7割を占めており、老朽化対策が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 地震時に落下のおそれのある天井材やバスケットゴールなどの非構造部材の耐震化対策について、災害時に避難所となる体育館を優先的に実施するとともに、校舎についてもできるだけ早い時期の耐震化に努めます。
- 老朽化が進行した建物については、計画的・効率的な整備修繕を図ります。

【3 主な取組】

- 体育館の非構造部材の耐震化については、平成30年度までの完了を目指します。
- 校舎の非構造部材の耐震化については、全学校で調査を実施し、補強が必要と判断された施設について、耐震化計画を立て、年次的・計画的な耐震化に努めます。
- 老朽化した学校施設については、計画的な施設修繕を行うとともに、耐震化に併せて大規模改造を実施するなど、効率の良い施設整備に努めます。

⑥ 教育環境の整備・充実

【1 現状と課題】

- 児童生徒数の激減期を迎え、児童生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校の再編等も視野に入れた学校整備を行う必要があります。
- 近年、家庭では洋式トイレが普及する中、学校トイレは、洋式化率が低い状況にあります。
- エアコンの設置については、保健室や図書室等への整備を計画的に進めていますが、温暖化の影響で全国的に熱中症等が多く発生していることから、普通教室への設置が求められています。
- これまでに整備してきたパソコン教室の空調機器や校舎の放送機器などの設備において、経年劣化による故障が多く発生してきており、老朽化した設備の更新が課題となっています。
- ICT^{※6}環境の整備については、パソコン教室や職員室へのパソコンの整備を行っていますが、校内LAN^{※11}の整備やタブレット端末などの機器についても充実させる必要があります。
- 教材等の備品については、国の補助事業を活用するなど、効率的な整備充実を図るとともに、老朽化している備品の年次的な更新を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 平成22年度に策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」に基づき、今後の学校整備のあり方について方向性を定めます。
- 社会状況の変化に対応し、快適な教育環境を確保するため、学校設備の整備充実に努めます。
- 情報化社会に対応した教育を推進するためのICT機器の整備や多様な学習活動に対応した教育備品の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 学校再編等を視野に入れた学校施設の整備・充実に努めます。
- 学校トイレの計画的な洋式化を図ります。
- 普通教室へのエアコン設置や老朽化した設備の更新について、できるだけ早く対応できるよう努めます。
- ICT環境の整備については、校内LANの整備とともに、タブレット端末や書画カメラ、電子黒板^{※33}などの計画的な機器の整備に努めます。
- 教材等の備品については、授業等で新たに必要となる教育備品や学校運営上必要な管理備品を充実させるとともに、老朽化した備品の適正な更新に努めます。

IV 地域ぐるみによる教育の推進

① 地域住民が支援する学校づくりの推進

【1 現状と課題】

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域の連携及び協力を強化し、地域全体の教育力の向上に取り組む必要があります。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間には、多くの県民が参加しており、学校、保護者及び地域の交流を通して相互の支援体制や協力関係の構築に役立っています。
- 全校で学校応援団^{*12}に取り組んでおり、学校支援ボランティアの一層の活用が必要となります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員が地域活動等へ積極的に参加することで、学校に対し支援を受けやすくする環境づくりに努めます。
- 多くの地域住民が学校支援ボランティアとして登録され、学校への支援活動に関わることで、地域の活性化が図られるよう、学校を核にした地域づくりを推進します。
- 学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校を支援することで、教職員が子どもと向き合う時間の拡充が図られるよう努めます。
- 地域住民が学校を支援することで、自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上が図られるよう努めます。

【3 主な取組】

- 学校応援団を充実するため、積極的な地域人材のボランティア登録を行い、人材リストの整備に努めます。
- 学校と地域の企業等との連携を深め、職場体験学習の実施や学校の環境整備、施設の点検など、学校支援活動を推進します。
- 地域コーディネーターによる学校と地域ボランティアとの円滑な連携調整を進め、学校を支援するための活動を企画するなど、学校の求めに応じて学校支援活動の推進に努めます。
- 教職員が更に学校応援団を活用するよう指導に努めます。

② 地域ぐるみによる子どもの育成

【1 現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねながら豊かな人間性や社会性などが育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 地域の教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、地域・家庭・学校が一体となった青少年の健全育成を推進し、様々な体験活動等を通して、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成します。
- 子どもたちが郷土に愛情と誇りを持ち、心豊かに育つよう、地域・家庭・学校が連携を深めながら、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成に努めます。

【3 主な取組】

- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、地域・家庭・学校が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 市子ども会育成連絡協議会や市ジュニア・リーダークラブの支援に努め、指宿の将来を担う若者を育成します。
- 学校や社会生活において、善行または他の模範となるような青少年等を表彰することにより、心身ともに健全な青少年を育成します。
- 校区公民館単位での地域行事や共同生活及び体験活動等を通して、地域の有志指導者の育成を図り、地域ぐるみによる青少年育成を図ります。
- 放課後に子どもたちの安全・安心な居場所の提供と学校活動では体験できないような活動を地域の方々の協力を得て行うことにより、地域の教育力向上や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する「放課後子供教室」について、必要に応じた体制づくりに努めます。

③ 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり

【1 現状と課題】

- 青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、健全な青少年を育成するために、補導活動をはじめ、相談体制の充実、健全育成運動の推進、広報・啓発活動の強化を図るとともに、地域・家庭・学校及び関係機関が、子育てのための価値を共有し、一体となって施策を展開することが重要です。
- 本市においても通学路等で、不審者による声かけ事案が多く発生しています。児童生徒が安心して生活できるよう、児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会を中心として、地域・家庭・学校の連携を深め、安全管理に関する取組を一層充実させていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、学校間や家庭、地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ります。そのための方策として、学校安全計画や危機管理マニュアルを有効に活用した教育活動を推進します。
- 家庭や地域の関係機関・団体等と連携して、子どもの安全を見守る体制を整備し、学校教育活動全体を通じた計画的かつ組織的な交通安全教育や防犯教育を推進します。
- 警察や地域パトロール(青パト)、スクールガード^{※18}、学校応援団^{※12}、PTAなど、関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、安全・安心な環境づくりに努めます。
- 青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、健全な青少年を育成するために、補導活動をはじめ、相談体制の充実、健全育成運動の推進、広報・啓発活動の強化及び環境浄化活動を推進します。

【3 主な取組】

- 児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、学校間や家庭、地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ります。(防犯教室、避難訓練、KYT^{※34}等の計画的実施)
- 学校安全計画や危機管理マニュアルを有効に活用した教育活動を推進します。
- 不審者情報などをすぐに各関係機関に連絡して、児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件や事故、自然災害からの安全確保を図ります。
- スクールゾーン委員会の設置・充実を図るとともに、学校と地域との連携・協力により、地域全体が青少年の安全を見守ることができる体制づくりに努めます。
- 少年育成センター補導委員^{※35}等による街頭補導、校区内補導活動及び地域パトロール活動を充実させることにより、青少年の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、健全かつ安全な青少年の育成に努めます。
- 有害図書等の調査及び青少年のたまり場や危険箇所・廃墟地等について現地調査を行うなど、環境浄化に努めます。
- 「不審者警戒中」、「遊泳禁止」などののぼり旗を設置し、地域住民への啓発を進めます。

④ 家庭・地域の教育力の向上

【1 現状と課題】

- 核家族化及び地域における地縁的つながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。
- 子育てに不安を感じている保護者のために、地域社会で子育てをサポートする体制を更に充実していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校・家庭・地域・関係機関と連携し、子育て支援活動に関する取組を支援することにより、家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整えます。
- 父親の家庭教育への意識向上を図り、子育てに関する知識を得ることにより良好な親子関係を築き、健やかな子育てができるよう支援します。
- 子育てに関する学習機会の提供など、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進するとともに、相談体制の整備を図ります。
- 子育て支援活動に関する取組を支援することにより、家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整えます。

【3 主な取組】

- 家庭教育に関するニーズを把握し、研修会の内容を工夫・充実して子育てサポーターを育成することで、地域全体で子育てを支え、家庭教育力の向上に努めます。
- 父親が子育てに関する知識を得ることにより、良好な親子のコミュニケーションを築けるよう学びの場を提供します。
- 世代別の家庭教育に関する学習講座の開設や学習方法の開発、家庭教育啓発資料の作成、相談体制の充実などきめ細かな家庭教育支援を行い、地域全体で家庭教育を支援します。
- 小中学校等において、発達段階ごとの家庭教育学習会の機会を設け、保護者の自己教育力を高めることで充実した家庭教育の展開を図ります。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体等と連携し、家庭への支援の充実を図ります。
- 子育てサポーターの育成を図り、地域全体で子育てを支えるための環境づくりに努めます。

V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 情報技術の高度化や少子高齢化の進行など、社会環境が急激に変化している中、市民が自己の能力を高め、生きがいを持ち、豊かで充実した人生を送るためには、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しく自由に学ぶことができる生涯学習社会の構築を目指す必要があります。
- 市民が、生涯学習の拠点として一層の活用が求められる社会教育施設は、老朽化が進み不具合が生じているため、これらの施設の整備・充実を図ることが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民一人一人が、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進の体制づくりに努めます。
- 生涯学習環境の整備と学習成果を生かす体制づくりを推進します。
- 社会教育施設の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 市民の学びを推進し、「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境づくりに努めます。また、学習の成果を地域社会に生かせる環境づくりに努めます。
- ライフステージに合わせた一人一人の主体的な学習を支援します。
- 市民の自主的学習活動に対する支援を行います。
- 必要に応じた社会教育施設の補修等を行い、利用しやすい施設の環境づくりに努めます。

② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 体育施設を市民が安全・安心に利用できるように整備するとともに、利用しやすい管理運営に努める必要があります。
- 公共施設等の総合的な管理による老朽化への対策を推進するために、体育施設においても総合管理計画を作成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備・充実に努めます。
- 各種団体、スポーツクラブ等を育成し、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ人口の増加に努めます。

【3 主な取組】

- 市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会の提供により、「市民一人1スポーツ」の実践を図り、「健幸のまちづくり」の推進に努めます。
- 市民体育祭等の各種大会・イベントを開催し、市民のスポーツ参加の機会拡大とスポーツを通じた交流を促進します。
- 市民が安全・安心に利用できるよう指定管理者と連携し、既存の体育施設の維持管理に努め、利用促進を図るとともに、スポーツ合宿が可能な施設の総合的な整備を推進します。
- スポーツ・レクリエーション活動の多様化に対応できる指導者を育成するため、研修会等を開催し、その資質向上に努めます。また、地域のスポーツ行事に対しても指導・助言を行います。
- 市民が継続的に、様々なスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、市民主体で運営する総合型地域スポーツクラブ等を支援します。
- 市民にとって身近な小中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用します。

③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体を見据えて、競技団体、選手及び指導者を育成・支援することにより競技力の向上を図ることが課題となっています。
- 本市出身のスポーツ選手が、県大会や全国大会等各種大会で活躍することは、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

【2 これからの施策の方向性】

- 市体育協会や各種競技団体等と連携を図りながら、市民のスポーツ競技力向上に関する意識の高揚に努めます。
- 指導体制の充実及び選手の育成強化を推進します。
- スポーツ施設の整備促進に努めます。

【3 主な取組】

- 2020年に開催される第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、本市から多くの選手が出場することを目指し、競技力の向上を図ります。また、全国から訪れるの方々をおもてなしの心でお迎えし、オール指宿で盛り上げて大会が成功するよう努めます。
- 「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用し、指導者、競技者及び競技団体の育成・支援を通して競技力の向上に努めます。
- 市体育協会や競技団体の主体的な活動を支援します。
- 既存体育施設の計画的な整備に努めるとともに、スポーツ合宿が可能な施設の総合的整備を推進し、競技力向上につなげます。
- スポーツ活動で優秀な成績をあげた選手又は団体を「指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程」に基づき表彰することで、その努力をたたえ、一層の奮起を促します。

④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 本市の文化芸術活動は、指宿市文化協会と連携しながら文化祭やいぶすきシルバー美術展^{※36}などを開催することで、振興を図る必要があります。
- 急速に進む高齢化によって、今後、文化祭などを運営する人材が不足してくることが予想されます。これは、将来的に市民の文化芸術活動の場を確保する上での大きな課題となってきます。
- 市民会館などの文化施設は、文化芸術活動促進のために欠かせない施設です。今後、施設の更なる活用の促進や老朽化対策として市民会館の整備を図っていく必要があります。
- 本市の将来的な文化振興を担う児童生徒を中心に、文化芸術の技量の習得や向上する機会を創設し、本市の文化芸術レベルの更なる向上が課題となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 文化芸術活動の活性化は、地域コミュニティ^{※37}の活性化をもたらし、楽しみながら人生を送るための環境づくりに寄与します。市民全体がこのような環境を享受するために、多くの人々の力を結集できるような体制づくりを図ります。
- 将来にわたる継続的な文化芸術活動の促進を実現するために、人材発掘とその育成を図ります。
- 本市の小学校、中学校、高等学校の文化部及び文化活動に取り組んでいる児童生徒の意欲や興味を醸成し、技量向上につながる環境づくりを図ります。
- 文化施設を文化芸術活動の拠点とするために、市民がいつでも快適に活用できる環境づくりを図ります。

【3 主な取組】

- 文化芸術活動に関わるすべての市民が、発表・鑑賞のできる機会を設けます。
- 将来の担い手を育成するために、若い世代が文化芸術活動に親しめる環境を整え、様々な文化的行事に対して積極的に参加できるように周知・広報に努めていきます。
- 「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用し、児童生徒が文化芸術活動に取り組みやすい環境整備を行うとともに、技術の習得の機会を確実に得られるための支援に努めます。
- 市民が文化施設を積極的に活用できる方策を検討するとともに、年次的な施設の改修を行います。
- 市民会館の整備を進めます。

⑤ 地域文化の継承・発展

【1 現状と課題】

- 本市は、県内でも特に多くの郷土芸能や伝統行事を有する地域のひとつです。市内には、地域が守り伝えてきた郷土芸能や伝統行事を活用して、世代間交流やコミュニティの活性化を行っている地域が数多くあります。一方では、地域社会の変化によって郷土芸能や伝統行事の継承が困難になっている状況も出てきています。
- 本市は、市郷土芸能保存会と協力して郷土芸能の継承活動を支援していますが、地域においては少子高齢化等に伴う後継者不足が課題となっています。
- 伝統行事は、多くの場合は地域の子ども会が主体となり守り伝えていますが、近年、少子化に伴いこれらの伝統行事の開催が難しくなっている地域もあり、記録保存と今後の継承対策に取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 本市の郷土芸能や伝統行事の多様なあり方は、この地域の豊かな歴史的背景を示しています。このような地域性について市民に理解を促すことが、郷土芸能や伝統行事の継承・発展にとって必要不可欠となっています。特に、郷土芸能については、一度継承が途絶えると復活させることが極めて困難であることから、保存・継承のための方策を図ります。
- 各地域の郷土芸能と伝統行事の記録保存のために、動画による記録化を図ります。
- 郷土芸能や伝統行事は、地域の活性化と郷土に対する愛着の醸成に大きな役割を持つことから、市民に広く周知するよう努めます。

【3 主な取組】

- 市民がやりがいを持って郷土芸能と伝統行事の保存継承活動に参加できるように、発表の機会を設けるよう努めます。
- 各地域での郷土芸能の継承を推進するために、市郷土芸能保存会と連携して郷土芸能の発表機会を提供するよう努めます。
- 各地域の郷土芸能と伝統行事の継承のために、「指宿まるごと博物館」事業で記録映像の撮影を行います。また、その記録映像の利活用が図れるように、DVD作成と冊子刊行に努めます。
- 様々な文化的行事等の機会に、郷土芸能や伝統行事は地域の貴重な財産であり、その継承が現代に生きる私たちの責務であることを広く周知していきます。

⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 本市には、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や県指定文化財山川薬園跡及びリュウガン、市指定文化財今和泉島津家墓地をはじめとする貴重な遺跡や文化財が数多く残されています。このような文化財は、国・県・市、そして地域の歴史を示すものであり、郷土への誇りを醸成するものとして欠かせない存在です。現在、「指宿まるごと博物館構想」に基づき、市内各地域の子ども会や高齢者学級等の主催で「まちあるき」活動などが行われており、主体的な文化財の活用が進められています。今後、このような活動を全市的に広げていくことが必要です。
- 本市では、指宿市文化財保護審議会に諮って、保存すべき文化財についての調査研究を行い、その中から新たに文化財を指定しています。今後、未指定の文化財に関する情報を更に収集し、調査研究を実施する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「指宿まるごと博物館構想」に基づき、市民共有の財産である文化財の適切な調査・保存を進めるとともに、より多くの市民が歴史と文化に親しみ、文化財を大切にすることで、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、郷土教育への活用を図ります。
- 市民の協力を得ながら、市内全域に残る様々な未指定の文化財の掘り起こしを図ります。

【3 主な取組】

- 市全体をひとつの野外博物館としてとらえる「指宿まるごと博物館構想」を広めることで、地域の文化的財産に関する市民の理解を深めていきます。このために、時遊館COCCOはしむれにおいて、展示活動や文化財マップ作成などの情報発信活動を積極的に行うとともに、市民が文化財を活用する際の連携・協力の場としてその役割を果たしていくように努めます。
- 国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡の追加指定地を、時遊館COCCOはしむれと一体的に利活用するために、保存活用計画の立案に努めます。
- 時遊館COCCOはしむれの運営に当たっては、市民との協力体制を強化し、市内の文化財等についての調査研究ができる環境づくりに努めます。このために、地域での出前講座などを実施します。
- 今和泉島津家墓地については、国による指定を見据えて、墓石の詳細測量を実施していますが、今後とも適切な保存と活用に努めます。
- 国・県と連携しながら、開聞岳の名勝への指定や各地域の建造物等の国登録有形文化財化を進め、適切な保存と活用に努めます。
- 文化財補修等への補助金を推進して、各地域に所在する文化財の保存と活用に努めます。
- 市民が「指宿まるごと博物館」の素材をよりよく活用できるようにするために、説明看板や矢印案内等の設置・充実に努めます。
- 「指宿まるごと博物館」の素材を活用し、市民の文化財愛護精神の醸成を図るために、時遊館COCCOはしむれでの学びのふるさと講座^{※16}をはじめ、各種イベント、体験学習、企画展等の開催に努めます。

「指宿まるごと博物館」とは

「指宿まるごと博物館」とは、指宿市全体を博物館ととらえ、市内にある文化財や自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事、イベント等の「指宿の宝」すべてを貴重な博物館の展示品として位置付ける考え方です。

そして、これら市民共有の財産である「指宿の宝」を守り、継承し、活用しながらまちづくりや人づくりに生かしていく考え方やその実践が「指宿まるごと博物館構想」です。

平成23年度からは、地域の様々な団体と連携した指宿まるごと博物館実行委員会を組織し、文化庁の補助事業を活用しながら、昔話や神話の紙芝居、戦跡、濱崎太平次、郷土芸能、そして、伝統行事等を記録、DVD化して公開することで、「指宿まるごと博物館構想」の推進に努めています。



第5章 施策の計画的推進のために

1 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上では、学校・家庭・地域は大きな役割を担っており、これらの三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、学校・家庭・地域に加え、企業等についても相互の連携・協働が重要であることから、第4章の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働」を掲げました。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

2 関係機関・関係団体等との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課程に対応するためには、市長部局、大学や特別支援学校、その他の関係機関との連携・協力が必要です。市長部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学や特別支援学校とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用し、積極的な連携を図ります。

3 県・国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定されています。

これまでも、県・国と連携・協力を行いながら、教育行政に取り組んできましたが、今後、地方分権が更に進展することが予想される中、主体的に判断し、積極的な教育行政を推進するため、より一層の連携・協力を図ります。

4 計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。

用語解説**【※1 スクールカウンセラー】**・・・P2, P9, P20

臨床心理士や大学教授など、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者

【※2 いぶすきの授業力 Leaflet】・・・P2, P30

教師の授業力を高めるため、日々の実践で活用できるように、指宿市教育委員会において作成し、市内小中学校の全教職員へ配布しているリーフレット

【※3 体力ナビ】・・・P3, P28

児童生徒が自分自身の体力を把握するために作成する体力診断プログラム

【※4 チャレンジかごしま】・・・P3, P8, P28

県内の小中学校の児童生徒の体力を更に向上させるために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦する取組

【※5 キャリア教育】・・・P4, P15, P16, P33

児童生徒一人一人の勤労観や職業観を育てる教育

【※6 I C T】・・・P4, P15, P36, P46

Information and Communication Technology の略
情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される

【※7 A L T】・・・P4, P39

Assistant Language teacher の略
教師と協力してティーム・ティーチング（協力授業）等を行う外国語指導助手

【※8 学校運営協議会】・・・P5, P41, P42

学校運営に関して市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等が、その地域の学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関

【※9 信頼される学校づくりのための委員会】・・・P5, P44

各学校における不祥事防止対策など学校が抱える様々な課題等について検討を行うための外部の第三者を含めた委員会

【※10 非構造部材】・・・P5, P10, P45

吊り天井や電灯器具、スピーカー、バスケットゴールなど地震発生時に落下のおそれがある部材

【※11 校内LAN】・・・P5, P46

授業で使う素材やデータを教室のパソコンからいつでも引き出すことができ、校内のどこからでもインターネットでの調べ学習が可能となる校内に分散配置されているパソコン等を結ぶネットワークシステム

用語解説

【※12 学校応援団】・・・P5, P17, P30, P41, P47, P49

学校のニーズに応じて、学習や環境整備、安全確保等の支援活動を行う学校支援ボランティア

【※13 家庭学習 60・90 運動】・・・P9, P31

基礎学習の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校 60 分、中学校 90 分を目安として一定の学習時間を確保するための運動

【※14 早寝早起き朝ごはん】・・・P9

日本 P T A 全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成 18 年度から始まった国民運動

【※15 スクールソーシャルワーカー】・・・P9, P20

児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けて、学校・家庭・地域と関係機関をつなぐ調整的な役割を行う者

【※16 学びのふるさと講座】・・・P12, P56

時遊館 COCCO はしむれで開催され、郷土の歴史や自然などを学ぶことができる講座

【※17 教育基本法第 3 条（生涯学習の理念）】・・・P12

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない

【※18 スクールガード】・・・P17, P49

あらかじめ学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの登校・下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア

【※19 自己有用感】・・・P22, P44

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかという自分自身での認識

【※20 一坪図書館】・・・P24

個人宅や公民館の一角に図書コーナーを設置し、図書の貸し出しを行う事業
山川地域で実施されている

【※21 ヤングアダルトサービス】・・・P24

ヤングアダルト（YA）とは、14 歳から 18 歳までの利用者を指す図書館用語
中・高校生に対して、図書館を有効に利用してもらうことを目指している取組

【※22 子ども読書の日】・・・P24

子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める目的で制定した日（毎年 4 月 23 日）

【※23 かがしま学力向上支援Webシステム】・・・P31

鹿児島県教育委員会が県内の小中学校を対象に、学力向上のために活用できる評価問題や参考資料等を、Web上で掲載して支援するシステム

【※24 特別支援教育コーディネーター】・・・P32

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者

【※25 キャリアプランニング能力】・・・P33

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

【※26 いぶすきジュニア検定】・・・P35

指宿の自然・歴史・文化等をまとめた指宿まるごと博物館ガイドブックを基に、市商工会議所が小学校5年生から中学校2年生を対象として実施している検定

【※27 いぶすき検定】・・・P35

いぶすきジュニア検定^{※26}の大人版

初級・中級・上級に分かれており、上級合格者は市内全域をガイドできる実力を有するとされる

【※28 学校版環境ISO】・・・P37

省エネルギーやリサイクル、分別収集など環境に優しい学校づくりに関する行動目標を設定し、記録、点検、評価を行うことにより、児童生徒の環境保全、保護意識を高める取組

【※29 PDCAサイクル】・・・P41

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）の4つで構成され、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくする行動プロセスの枠組みのひとつ

【※30 シラバス】・・・P43

取得単位数や年間の授業時間数、使用する教科書、学習の到達目標、各単元の大まかな内容が記されている各授業科目の詳細な授業計画

【※31 アクティブ・ラーニング】・・・P43

教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、児童生徒が自分から進んで、お互いに協力しながら学ぶ指導・学習方法の総称

【※32 I T P】・・・P44

いぶすき（Ibusuki）たまてばこ（Tamatebako）プロジェクト（Project）の略
市全体で共通理解を図り、共通実践を行う学力向上対策

用語解説

【※33 電子黒板】・・・P46

コンピュータの画面上の教材をスクリーン又はディスプレイに映し出し、その画面上で直接操作して、文字や絵の書き込みのほか、教材データの拡大・縮小、保存等ができる機器

【※34 K Y T】・・・P49

危険 (Kiken) 予知 (Yochi) トレーニング (Training) の略
活動中の危険や事故を事前に話し合い、危険要因を解決する訓練

【※35 少年育成センター補導委員】・・・P49

補導に従事し、少年非行防止に努め、少年の健全な育成を図るため、教育委員会が任命した委員

【※36 いぶすきシルバー美術展】・・・P54

平成2年度から開催し、60歳以上の方を対象とした県下有数の絵画の公募展

【※37 地域コミュニティ】・・・P54

住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

指宿市民歌

「希望あらたに」

作詞 南 英市
作曲 鎌田 範政
編曲 井元 透馬

$\text{♩} = 120$
mf

1. かい も ん だ け が さ - わ - や か - に ほ ほ
2. こ こ ろ も い や す め - く - も り - の ゆ け
3. ひ は お り そ そ ぐ か - が - や き - と い ろ

え み か け る そ - ら - が あ る さ ざ
む り な び く さ - と - が あ る い け
ど り き そ う は - な - が あ る ゆ た

な み - う た - う う - み が - あ - る だ い
だ こ - め ぐ - る か - ぜ が - あ - る し ぜ
か に - め ぐ - む さ - ち が - あ - る つ ま

ち の - い ぶ - き み - ち - み ち - て か が
ん の - え ま - き お - り - な し - て あ つ
べ に - ち ょ う - も ま - い - と ん - で に ん

や く な ん ご く い - ぶ - す き - は き ぼ
ひ め ゆ か り の い - ぶ - す き - は れ き
じ ょ う あ た た か い - ぶ - す き - は あ す

f

う あ ら た に あ - け - る ま ち
し ゆ か し く は - え - る ま ち
へ み ら い へ の - び - る ま ち

| | | |
|--|--|--|
| 三 | 二 | 一 |
| 明日へ未来へ 人情あたたか ツマベニチヨウも 豊かにめぐむ いろどり競う 陽は降り注ぐ かがやきと 花がある 幸がある 舞いとんで 指宿は 伸びるまち | 歴史ゆかしく 篤姫ゆかりの 自然の絵巻き 池田湖めぐる 湯煙りなびく 心も癒す ぬくもりの 里がある 風がある 織りなして 指宿は 映えるまち | 開聞岳が 微笑みかける さざ波うたう 大地の息吹き かがやく南国 希望あらたに 指宿は 明けるまち さわやかに 空がある 海がある 満ちみちて 指宿は 明けるまち |

Wuki